

平成22年第5回那珂川町議会定例会

議事日程(第2号)

平成22年9月8日(水曜日)午前10時開議

- 日程第 1 報告第 1号 平成21年度健全化判断比率及び資金不足比率について
(町長提出)
- 日程第 2 報告第 2号 平成21年度那珂川町教育委員会の点検・評価の報告について
(町長提出)
- 日程第 3 議案第 1号 那珂川町教育委員会委員の任命同意について (町長提出)
- 日程第 4 議案第 2号 平成22年度那珂川町一般会計補正予算の議決について
(町長提出)
- 日程第 5 議案第 3号 平成22年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算の議決について
(町長提出)
- 日程第 6 議案第 4号 平成22年度那珂川町国民健康保険特別会計補正予算の議決について
(町長提出)
- 日程第 7 議案第 5号 平成22年度那珂川町介護保険特別会計補正予算の議決について
(町長提出)
- 日程第 8 議案第 6号 平成22年度那珂川町簡易水道事業特別会計補正予算の議決について
(町長提出)
- 日程第 9 議案第 7号 平成22年度那珂川町水道事業会計補正予算の議決について
(町長提出)
- 日程第10 認定第 1号 平成21年度那珂川町一般会計歳入歳出決算の認定について
(町長提出)
- 日程第11 認定第 2号 平成21年度那珂川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
(町長提出)
- 日程第12 認定第 3号 平成21年度那珂川町老人保険特別会計歳入歳出決算の認定について
(町長提出)
- 日程第13 認定第 4号 平成21年度那珂川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
(町長提出)

- 日程第 14 認定第 5 号 平成 21 年度那珂川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について (町長提出)
- 日程第 15 認定第 6 号 平成 21 年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算の認定について (町長提出)
- 日程第 16 認定第 7 号 平成 21 年度那珂川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について (町長提出)
- 日程第 17 認定第 8 号 平成 21 年度那珂川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について (町長提出)
- 日程第 18 認定第 9 号 平成 21 年度那珂川町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について (町長提出)
- 日程第 19 認定第 10 号 平成 21 年度那珂川町水道事業決算の認定について (町長提出)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員 (15 名)

1 番	佐藤信親君	2 番	益子輝夫君
3 番	塚田秀知君	4 番	鈴木雅仁君
5 番	益子明美君	6 番	大金市美君
7 番	岩村文郎君	8 番	小林盛君
9 番	福島泰夫君	10 番	阿久津武之君
11 番	橋本操君	12 番	鈴木和江君
13 番	石田彬良君	14 番	小川洋一君
15 番	川上要一君		

欠席議員 (なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大金伊一君	副町長	佐藤佳正君
教育長	桑野正光君	会計管理者兼 会計課長	吉成啓二君
総務課長	佐藤良美君	企画財政課長	益子実君
ケーブル テレビ放送 センター室長	郡司正幸君	税務課長	川俣勇也君
住民生活課長	阿久津実君	健康福祉課長	小室定子君
建設課長	塚原富太君	農林振興課長	山本勇君
商工観光課長	高野麻男君	総合窓口課長	薄井績君
上下水道課長	手塚孝則君	環境総合推進 室長	星康美君
学校教育課長	荒井和夫君	生涯学習課長	藤田悦男君
農業委員会 事務局長	秋元誠一君	代表監査委員	小沼功一君

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	田村正水	書記	橋本民夫
書記	岩村照恵	書記	北條清

開議 午前 10 時 00 分

開議の宣告

議長（川上要一君） ただいまの出席議員は15名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

議長（川上要一君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますので、ごらん願います。

報告第1号の報告、質疑

議長（川上要一君） 日程第1、報告第1号 平成21年度健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題とします。

本件について報告を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） 皆さん、改めておはようございます。

ただいま上程されました報告第1号 平成21年度健全化判断比率及び資金不足比率についてご説明をいたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、平成21年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率を、監査委員の意見を付して議会に報告するものであります。

平成21年度決算に基づき算定されました健全化判断比率及び資金不足比率とも国の基準以下となり、前年度数値を下回ることとなりました。健全化法上においても指数が好転し健全化段階と判断されておりますが、今後とも、行財政改革の継続的な推進を図り、健全財政の

運営に努めてまいりたいと考えております。

内容の詳細につきましては担当課長から説明させます。

議長（川上要一君） 企画財政課長。

企画財政課長（益子 実君） それでは、平成21年度健全化判断比率及び資金不足比率についての報告について、補足説明を申し上げます。

1の健全化判断比率のうち実質赤字比率、連結実質赤字比率につきましては、普通会計を初めすべての会計において実質赤字を生じていないため、当該数値は該当なしとなります。

実質公債費比率については、標準財政規模に対する実質的な公債費の比率を3カ年の平均であらわしたものでありまして、平成20年度の12.7%に対し、平成21年度は12.0%となりました。

実質公債費比率が減少した主な要因としましては、普通交付税が増額となり分母となる標準財政規模が増額したこと、分子となる実質的な公債費が減少したため、標準財政規模等における公債費の償還割合が減少したためであります。

次に、将来負担比率であります。標準財政規模における一般会計や各特別会計についての地方債や職員の退職手当支給予定額等、将来負担しなければならない負債の比率であります。実質公債費比率と同様に、交付税に算入される地方債や将来負担する額に財政調整基金や地域振興基金などの基金を充当可能なものとして、控除して算出した比率であります。これにより、平成20年度においては63.8%であったものが、平成21年度については57.7%となりました。

昨年度に比較し、将来負担比率が減少した主な要因としましては、実質公債費比率と同様に、普通交付税が増額したことにより分母となる標準財政規模が増額し、分子となる将来負担額において普通会計及び各特別会計における地方債の現在高が減少したことに加え、充当可能基金の財政調整基金や減債基金が増額したことにより将来負担額が減少し、将来負担比率が減少する要因となりました。

続きまして、2の資金不足比率につきましては、各会計の事業の規模における資金不足額の比率をあらわすもので、水道事業会計、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、簡易水道事業特別会計とも資金不足額は生じておりませんので、当該数値は該当なしとなります。

3の監査委員の意見につきましては、別紙をごらんください。

以上で、平成21年度健全化判断比率及び資金不足比率についての補足説明を終わります。

以上です。

議長（川上要一君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（川上要一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

以上で報告第1号を終わります。

報告第2号の報告、質疑

議長（川上要一君） 日程第2、報告第2号 平成21年度那珂川町教育委員会の点検・評価の報告についてを議題とします。

本件について報告を求めます。

教育長。

〔教育長 桑野正光君登壇〕

教育長（桑野正光君） ただいま上程されました報告第2号 平成21年度那珂川町教育委員会の点検・評価の報告についてご報告申し上げます。

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定により、教育委員会の権限に関する事務の管理及び執行状況について、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図り点検・評価を行い、その結果に関する報告書を作成し議会に報告するものであります。

報告書の主な内容は、教育委員会の平成21年度事務事業について、教育委員会の活動と教育に関する事務の執行状況の大きく2つに区分し記載してあります。

教育委員会の活動においては、21年度の活動状況として教育委員会会議、学校訪問及びその他の活動を掲げ、評価委員の意見として3項目のご意見をいただき、それらに対する今後の活動の方向性を記載したものであります。

教育に関する事務の執行状況においては、学校教育の充実と生涯学習の充実に区分し記載してあります。それぞれ事務事業の実施状況と課題等を掲げ、学校教育の充実では非常勤講師等の配置事業など7事業、生涯学習の充実では社会教育推進事業など8事業を掲げ、それ

らに対する評価委員の意見として、学校教育の充実に関しては13項目、生涯学習の充実に関しては17項目のご意見をいただき、それらを踏まえて今後の事業の方向性をそれぞれ記載したものであります。

なお、評価委員には、学識経験者として昨年度に引き続き元教育長の古澤 實氏及び元小学校校長の小川成一氏、さらに今年度新たに元小学校教頭の吉澤キヌ子氏、3氏をご委嘱申し上げます。

詳細については、事前送付いたしました報告書記載のとおりでありますので、ごらんください。

以上で報告を終わります。

議長（川上要一君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（川上要一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

以上で報告第2号を終わります。

議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（川上要一君） 日程第3、議案第1号 那珂川町教育委員会委員の任命同意についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第1号 那珂川町教育委員会委員の任命同意につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

このたび、教育委員として町教育の振興にご尽力をいただいております青柳久子氏が、本年11月28日をもって任期満了となります。青柳委員におかれましては、平成18年11月から那珂川町教育委員としてご活躍をいただいております。引き続き委員として任命いただきたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意をお

願いするものであります。

参考までに、現在の教育委員は、平塚正一郎氏、青柳久子氏、藤田峰子氏、高田榮順氏、教育長の桑野正光氏の5名の委員でございます。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

議長（川上要一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（川上要一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第1号 那珂川町教育委員会委員の任命同意については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号～議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（川上要一君） 日程第4、議案第2号 平成22年度那珂川町一般会計補正予算の議決について、日程第5、議案第3号 平成22年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算の議決について、日程第6、議案第4号 平成22年度那珂川町国民健康保険特別会計補正予算の議決について、日程第7、議案第5号 平成22年度那珂川町介護保険特別会計補正予算の議決について、日程第8、議案第6号 平成22年度那珂川町簡易水道事業特別会計補正予算の議決について、日程第9、議案第7号 平成22年度那珂川町水道事業会計補正予算の

議決について、以上 6 議案は関連がありますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま一括上程されました議案第 2 号 平成22年度那珂川町一般会計補正予算の議決について、議案第 3 号 平成22年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算の議決について、議案第 4 号 平成22年度那珂川町国民健康保険特別会計補正予算の議決について、議案第 5 号 平成22年度那珂川町介護保険特別会計補正予算の議決について、議案第 6 号 平成22年度那珂川町簡易水道事業特別会計補正予算の議決について及び議案第 7 号 平成22年度那珂川町水道事業会計補正予算の議決について、提案理由の要旨を申し上げます。

まず、一般会計補正予算から申し上げますと、今回の補正予算は国・県補助事業の追加認定になったもののほか、各種事務事業について、年度末までの事業を勘案し予算化するものであります。また、職員人事については子ども手当を計上するものであります。その補正額は6,700万円となり、補正後の予算の総額は75億8,400万円となりました。

補正予算の主な内容を申し上げますと、第 1 は土木費で、町道維持補修費は町道95号線ほか 3 路線の維持補修費、地方道路交付金事業費は事業の追加交付決定により町道日向線の追加工事を行うもので、1,387万4,000円を計上いたしました。

第 2 は民生費で、介護福祉施設等整備事業費は介護施設の防火設備設置補助費、児童館費は施設の移転に伴う遊戯室エアコン設置工事費等で1,340万9,000円を計上いたしました。

第 3 は総務費で、改正省エネ法対応エネルギー管理体制構築支援業務委託費、防犯交通安全対策費はコミュニティーバス運行事業費補助金など、1,245万8,000円を計上いたしました。

また、衛生費で、環境のまちづくり事業において太陽光発電等設備導入事業補助金を、今後の事業増加を見込み900万円を追加計上いたしました。

以上、主な歳出を申し上げますが、これらに要する財源は地方特例交付金、国・県支出金、繰越金等を充てることといたしました。

次に、ケーブルテレビ事業特別会計であります。道路拡張に伴い幹線の移設工事費など1,500万円を計上するもので、その財源は繰越金を充当いたしました。これにより補正後の歳入歳出予算の総額は 3 億3,000万円となりました。

次に、国民健康保険特別会計であります。今回の補正は平成21年度事業費の確定による過年度返納金や、制度改正に伴うシステム改修費、人間ドック利用者の増に伴う健康管理事業費等2,100万円を計上するもので、その財源は繰越金を充てることにいたしました。これにより補正後の歳入歳出予算の総額は20億6,400万円となりました。

次に、介護保険特別会計であります。平成21年度事業費の確定による過年度返納金や、高額医療合算介護サービス費など2,300万円を計上するもので、その財源は繰越金を充当いたしました。これにより補正後の歳入歳出予算の総額は12億3,300万円となりました。

次に、簡易水道事業特別会計であります。小砂地内の水源確保事業として4,000万円を計上するもので、その財源は繰越金、国庫支出金、町債を充当いたしました。これにより補正後の歳入歳出予算の総額は1億9,700万円となりました。

水道事業会計につきましても、上水道事業において健武地内の水源確保事業、東部地区簡易水道事業において大山田下郷地内の老朽管布設替事業等3,400万円を計上するもので、その財源は国庫補助金、町債を充てるものであります。

以上、一般会計、特別会計及び水道事業会計補正予算についてその大要を申し上げましたが、内容の詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

議長（川上要一君） 企画財政課長。

企画財政課長（益子 実君） 一般会計補正予算の補足説明を申し上げます。

補正予算書の5ページをごらんください。

第2表、地方債補正であります。1、変更として、道路整備事業は限度額8,600万円に500万円を増額し9,100万円とするもので、過疎対策事業債であります。

続きまして、事項別明細書により歳入から申し上げます。

10ページをごらんください。

9款地方特例交付金、1項1目地方特例交付金の補正額は2,082万2,000円の増で、今年度分の交付額確定によるものです。

12款分担金及び負担金、1項2目農林水産業費分担金の補正額は140万円で、とちぎの元気な森づくり事業費に係る受益者分担金です。

14款国庫支出金、2項2目民生費国庫補助金の補正額は300万6,000円の増で、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金に係るもの、4目土木費国庫補助金の補正額は268万円の増で、地方道路交付金事業費の追加交付及び橋梁長寿命化修繕計画策定事業費の減による

もの、5目教育費国庫補助金の補正額は80万円の増で、エネルギー教育推進事業費に係るものであります。

15款県支出金、2項2目民生費県補助金の補正額は985万5,000円の増で、介護基盤緊急整備等臨時特例交付金及び地域子育て創生事業交付金に係るもの、4目農林水産業費県補助金の補正額は135万9,000円の増で、農地制度実施円滑化事業補助金及び森林整備地域活動支援交付事業費に係るもの、5目商工費県補助金は474万円の増で、緊急雇用創出事業費の追加交付に係るものであります。

11ページに入ります。

18款繰入金、3項3目介護保険特別会計繰入金の補正額は762万7,000円の増で、平成21年度の事業費確定に伴うものであります。

19款繰越金、1項1目繰越金の補正額は901万4,000円の増で、前年度繰越金であります。

20款諸収入、5項4目雑入の補正額は69万7,000円の増で、消防団員安全装備品整備等助成金であります。

21款町債、1項2目土木債の補正額は500万円の増で、町道日向線整備に係るもので、過疎対策事業債であります。

12ページ、歳出に入ります。

2款総務費、1項1目一般管理費の職員人件費は、児童手当が廃止され子ども手当創設により、町職員の手当を補正するものです。なお、町民に対する子ども手当につきましては、当初予算の民生費において計上してあります。また、これ以降補正されず職員人件費はいずれも、各所属部署における児童手当廃止、子ども手当創設に係るものでありますので、説明を省略させていただきます。

4目財産管理費の補正額は277万3,000円の増で、町有財産管理費は、改正省エネ法により一定以上のエネルギー排出事業者に義務づけられました管理体制構築、報告書作成義務委託費用などを計上しました。

5目防犯交通安全対策費の補正額は774万円の増で、デマンド交通の導入により来年度廃止予定のコミュニティーバスの運行契約を、10月から3月までの半年分の運行事業費補助費を計上いたしました。

13ページに入ります。

3款民生費、1項3目老人福祉費の補正額は566万1,000円の増で、介護福祉施設等整備事業費はグループホームや居宅介護施設の防火設備設置補助金を計上しました。

2 項 1 目保育園費の補正額は163万3,000円の増で、保育園諸費は地域子育て創生事業交付金を活用し各保育園の保育室の空気清浄機設置に伴う費用、2 目児童措置費の補正額は568万5,000円の増で、児童措置諸費は公共施設用折り畳みおもむつ交換台の設置等、児童館費は遊戯室のエアコン設置工事費のほか、遊具の備品購入費、子育て支援センター管理運営事業費は子育て講演会や備品購入費等の経費を計上するもので、いずれも地域子育て創生事業交付金を活用するものです。

14ページに入ります。

4 款衛生費、1 項 4 目環境衛生費の補正額は952万円の増で、環境のまちづくり事業費は太陽光発電等設備導入事業費補助金で、今後の申請状況を勘案し増額するものであります。

5 款農林水産業費、1 項 1 目農業委員会費の補正額は52万5,000円の増で、農地制度実施円滑化事業費は農地法改正に伴い農地台帳システムを改修する費用、5 目農地費の補正額は38万5,000円の増で、土地改良施設維持管理適正化事業費は小川土地改良区、浄法寺地区排水路改良工事に町が10分の1を補助する費用、2 項 2 目林業振興費の補正額は63万5,000円の増で、森林整備地域活動支援事業費は被害状況調査事業費が追加認定されたもの、とちぎの元気な森づくり事業費は事業費確定に伴い事業費が減額されたもので、予算を組み替えたものであります。

15ページに入ります。

6 款商工費、1 項 1 目商工総務費の補正額は474万円の増で、緊急雇用創出事業費は追加認定により臨時職員の雇用や業務委託により雇用を創出するもの、3 目観光費の補正額は110万円の増で、扇の館管理費は施設の修繕費や神田城小公園トイレの電気工事費を計上しました。

7 款土木費、2 項 2 目道路維持費の補正額は600万円の増で、町道維持補修費は町道95号線矢又大内線、荒沢岡組線の道路維持補修費を計上しました。

16ページに入ります。

3 目道路新設改良費の補正額は1,081万円の増で、地方道路交付金事業費は国庫補助事業費の追加交付決定に伴い町道日向線の舗装工事費、町道改良舗装事業費は新たに町道に認定された町道谷田住宅2号線の土地購入費、4 目橋りょう維持費の補正額は350万円の減で、本年度は橋梁点検のみを行い、橋梁長寿命化修繕計画策定事業を平成23年度に変更するものであります。

8 款消防費、1 項 2 目非常備消防費の補正額は69万8,000円の増で、消防団員へ安全帽、

ヘルメットを配備するものであります。

9 款教育費、2 項 2 目教育振興費の補正額は223万1,000円の増で、エネルギー教育推進事業費は小学校における原子力エネルギーに関する教育を支援するもの、教育振興諸費は学習指導要領改訂により社会科副読本の更新作成に要する費用。

17ページに続きます。

2 項 3 目学校施設整備費の補正額は71万6,000円の増で、馬頭小学校施設整備費は学校環境の安全確保を図るもので、校舎裏側の倒木防止のための対策費用を計上しました。

3 項 3 目学校施設整備費の補正額は531万1,000円の増で、馬頭中学校施設整備費は大雨により倒木崩落した敷地内の安全確保のための対策費用及び受水槽ポンプ故障のための工事費、小川中学校施設整備費は新築される体育館の備品購入費を計上いたしました。

4 項 1 目幼稚園費の補正額は25万8,000円の増で、町外私立幼稚園へ通う第 2 子以降の保育料減免に対する町補助金を計上いたしました。

以上で一般会計補正予算の補足説明を終わります。

議長（川上要一君） ケーブルテレビ放送センター室長。

ケーブルテレビ放送センター室長（郡司正幸君） 続きまして、那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算について補足説明をいたします。

補正予算書の 8 ページをごらんください。

歳入歳出補正予算事項別明細書により歳入から申し上げます。

4 款繰越金、1 項 1 目繰越金の補正額は1,500万円を増額するものであり、前年度繰越金であります。

続きまして、9 ページの歳出に入ります。

1 款ケーブルテレビ事業費、1 項 1 目管理運営費の補正額は1,500万円を増額するものであります。職員人件費は46万円の増額で、子ども手当の創設に伴うものであります。施設管理運営費は久那瀬地内及び小口地内の県道改修工事に伴うケーブルテレビ幹線の移設工事費でありまして、1,454万円を増額するものであります。

以上でケーブルテレビ事業特別会計補正予算の補足説明を終わります。

議長（川上要一君） 住民生活課長。

住民生活課長（阿久津 実君） 続きまして、国民健康保険特別会計補正予算について補足説明をいたします。

補正予算書の 8 ページ、事項別明細書をごらんください。

歳入からご説明いたします。

11款繰越金、1項1目療養給付費交付金繰越金の補正額は882万2,000円の増で、前年度繰越金であります。2目その他繰越金の補正額は1,217万8,000円の増で、前年度繰越金であります。

9ページ、歳出に入ります。

1款総務費、1項1目一般管理費の補正額は198万2,000円の増で、制度改正による保険システムの改修等に伴うもの、2項1目賦課徴収費の補正額は157万5,000円の増で、特例対象被保険者等に係る国民健康保険税減免措置に伴うシステム改修費であります。

8款保健事業費、3項1目健康管理事業費の補正額は90万円の増で、人間ドック利用者の増によるものであります。

11款諸支出金、1項3目一般被保険者償還金の補正額は772万1,000円の増で、平成21年度療養給付費等負担金の精算により超過交付分を国に返還いたすものであります。

4目退職被保険者等償還金の補正額は882万2,000円の増で、平成21年度退職者医療の療養給付費等交付金の確定により、超過交付分を社会保険診療報酬支払基金に返還いたすものであります。

以上で国民健康保険特別会計補正予算の補足説明を終わります。

議長（川上要一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（小室定子君） 続きまして、介護保険特別会計補正予算について補足説明をいたします。

まず、8ページをごらんください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳入から説明いたします。

8款繰越金、1項1目繰越金の補正額は2,300万円の増で、前年度繰越金です。

次に9ページ、3、歳出について説明いたします。

2款保険給付費、5項1目高額医療合算介護サービス費の補正額は305万円の増で、制度開始後初めての支給となり、当初見積もりより該当件数が多かったため補正するものです。

7款諸支出金、1項2目償還金の補正額は1,232万3,000円の増で、平成21年度分介護給付費、地域支援事業費の国・県負担金及び支払基金交付金の精算による返納金です。2項1目繰出金の補正額は762万7,000円の増で、平成21年度分介護給付費、地域支援事業費の町負担分の精算による一般会計への繰出金です。

以上で介護保険特別会計補正予算の補足説明を終わります。

議長（川上要一君） 上下水道課長。

上下水道課長（手塚孝則君） 続きまして、簡易水道事業特別会計補正予算について、補足説明をいたします。

まず、4ページをごらんください。

第2表地方債補正であります。追加、簡易水道建設事業は小砂地内水源確保事業に係るもので、3,000万円を限度額として利率4%以内で町債を起こすものであります。

続きまして、8ページ、事項別明細書により歳入から申し上げます。

4款繰越金、1項1目繰越金の補正額は200万円の増で、前年度繰越金であります。

6款町債、1項1目水道事業債の補正額は3,000万円の増で、簡易水道建設事業債であります。

7款国庫支出金、1項1目簡易水道等施設整備費補助金の補正額は800万円の増で、補助率は基準額の4分の1であります。

9ページ、歳出に入ります。

2款水道事業費、1項1目簡易水道管理費の補正額は4,000万円の増で、原水浄水設備等工事費は小砂地内水源確保事業に要する経費で、電気計装等の設備工事費、導水管布設工事費並びに設計業務等に要する委託費等であります。

以上で簡易水道事業特別会計補正予算の補足説明を終わります。

続きまして、水道事業会計補正予算について補足説明をいたします。

3ページ、別表、企業債補正、1、追加は、上水道水源確保事業として2,000万円、東部地区簡易水道配水管布設替事業に1,800万円を、それぞれ限度額として利率4%以内で地方債を起こすものであります。

補正予算書5ページ、実施計画により、資本的収入及び支出についての収入から申し上げます。

1款上水道事業収入、2項1目企業債の補正額は2,000万円の増であります。

2款東部地区簡易水道事業収入、2項2目国庫補助金の補正額は75万円の増で、新規の国庫補助事業分、3項1目企業債の補正額は1,800万円の増であります。

続いて支出でございますが、1款上水道事業支出、1項1目原水設備費の補正額は2,400万円の増で、健武、荒沢における井戸掘削工事費であります。1項4目固定資産購入費の補正額は100万円の増で、同じく荒沢の用地購入費であります。

6ページ、2款東部地区簡易水道事業支出、1項1目配水設備費の補正額は900万円の増

で、新規国庫補助事業の配水池周り、配水管布設替え工事費等であります。

以上で6会計補正予算の補足説明を終わります。

議長（川上要一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

なお、質疑に当たっては会計名、予算書のページをお示しいただきたいと思います。

質疑はございませんか。

13番、石田彬良君。

13番（石田彬良君） 一般会計補正予算の2ページなのですが、地方特例交付金という欄がありますが、これは先ほど説明がありました子ども手当の創設による国からの交付金なのか、まず1点お伺いします。

議長（川上要一君） 企画財政課長。

企画財政課長（益子 実君） それでは地方特例交付金についてご説明いたします。

もともと地方特例交付金につきましては、児童手当の制度拡充、それから自動車取得税の減税等の市町村税の減収に伴う補てんでありました。ご存じのように、今年度から子ども手当が創設されたことにより、職員の分については国庫補助金、国庫交付金が交付されませんので、その分を地方特例交付金に上乘せして交付されるという交付金であります。

議長（川上要一君） 石田彬良君。

13番（石田彬良君） 以前には、補正予算では各課の人件費には余り予算はつけられなかった記憶がありますが、今回はどの課のほうへも人件費がつけられておりますので、私は不思議に思ったので質問したわけです。人件費自体も、各課とも何十万単位の人件費の増ということで余り極端な人件費の増ではないんですけども、悪い言葉で言えば各課へばらまいたのかなというような気がいたしますが、人件費が不足して今回の児童手当を各課へ配付したということになれば、その前に当初予算のほうで人件費が不足していれば当初予算のほうで組めば、この人件費のばらまきはしなくて別な用途があったのではないかなという気がするんですが、そのあたりはどうですか。

議長（川上要一君） 総務課長。

総務課長（佐藤良美君） 今回の人件費の補正につきましては、先ほども説明がありましたように子ども手当が創設されたということで、子ども手当につきましては地方公共団体が支給するというところに制度がなっております。その関係で、子ども手当の対象者は現在69名おりますが、その69名の対象者に対して予算を計上したということでございます。

したがいまして、人件費予算をばらまいたということではなくて、今度の制度で受給ができる方に対して補正をしたということであります。

なお、児童手当は当初予算で組んでおりましたが、児童手当に関しましては単価も5,000円程度ということで、今回1人当たり1万3,000円の制度ということで増額になったわけでございます。

議長（川上要一君） 石田彬良君。

13番（石田彬良君） そうしますと、これは子供を持っている職員の方に月1万3,000円を配ったということですか。

これは、町の一般会計補正予算の中へ組み込むべき金額ではないと私は思います。これはそれぞれの家庭に配付になるお金でありまして、あえてこの一般会計の予算のほうに入れる必要はないんじゃないかなと私は思うんですが、どうですか。

議長（川上要一君） 総務課長。

総務課長（佐藤良美君） 過去の児童手当も同様でございましたけれども、今回の子ども手当については、地方公共団体の職員につきましてはその地方公共団体が支給をするということに制度としてなっております。したがいまして、一般の方は福祉関係で予算を計上したもので支払いをしておりますが、職員に関しましてはこの職員人件費の手当という形で支給する制度となっております。

したがいまして、今回、児童手当の補正をしたということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（川上要一君） ほかにありませんか。

益子輝夫君。

2番（益子輝夫君） 那珂川町簡易水道事業特別会計補正予算書の第2表の4ページなんですけど、簡易水道建設事業の利率が4%以内と書いてあるんですけども、今現在の利率はどのくらいなんですか。

議長（川上要一君） 企画財政課長。

企画財政課長（益子実君） 簡易水道に対するご質問でありますけど、起債全般にかかわりますので私のほうからお答えをいたします。

現在、国の長期資金につきましては大体1%であります。2カ月ほど前、7月に借り入れたものにつきましては0.9%台になっております。市中金利、銀行等についても1%前後ということになっております。ただ、これにつきましては日々金利が変動します。ただ、今

は政府の金利政策が緩和策をとっておりますので、これ以上、上がるものではないものと思っております。

議長（川上要一君） 益子輝夫君。

2番（益子輝夫君） その点については了解しました。

もう一つ、次の6ページの町債の補正前の額がゼロで、補正額が3,000万と、もう一つ国庫支出金がゼロで800万ということになっておりますが、これはどういうことなんでしょうか。当初予算ではゼロだったものが補正でこういう金額が出てくるという理由を説明していただきたいというふうに思います。

議長（川上要一君） 上下水道課長。

上下水道課長（手塚孝則君） 町債、それから国庫支出金でございますが、これにつきましては、小砂地区の簡易水道につきましては繰越事業として水源調査費とかを予算化してございます。それにつきましては、6月ごろ電気探査を実施いたしまして新たな水源を確保しようということで進めてきております。

その中で、簡水でいいますと小砂と南部の水源が不足しているという状況でございますが、小砂につきましてはことしの2月に井戸がかれるという事態がありましたので、水源確保をしようということで、経済対策費をいただきまして井戸等を掘る事業費を確保してございますが、それにつきましては電探調査をした結果、国山地内において試掘するということが今進めております。

つきましては、その試掘をした結果、水がある程度確保できたということになりますと、すぐにこれから新たにそれを引くための導水管であるとか、さらには井戸のポンプを動かす電気計装であるとか、そういったものを早急に設置しないと水が出ません。

したがって、今年度の冬に向かいますと去年と同じような状況になりますと水を供給できなくなるということがあります。したがって、経済対策費でいただいたお金で不足する部分について今回補正をするものであります。

なお、国庫支出金につきましては県のほうと協議を進めておりまして、事業費によっては補助事業の対象になるということで回答を得ております。その部分について国庫支出金を新たにのせている。それから町債については、国庫補助金等で不足する部分について町債を起こして、何とか冬までに仮設でもいいから水を出そうということで進めております。

この時期につきましては、12月補正ではもう間に合いませんので、今回お願いしているところでございます。

以上です。

議長（川上要一君） 益子輝夫君。

2番（益子輝夫君） 課長の説明はわかるんですけども、何で当初予算でそれが組めなかったのか。水が以前から不足しているというのはわかっていたわけですよ。どうしてここに来て補正になるのか、その辺が私には理解できないんですが、当初予算で本来は組むべきものではないかなというふうに思います。

議長（川上要一君） 上下水道課長。

上下水道課長（手塚孝則君） 確かに議員さんのおっしゃるとおりでございます。ただし、この当初予算を組んだのは12月ごろでございまして、それから査定等を行いながら3月議会で決定をしております。ただし、湯水が明らかになったのが2月中旬、それからずっと3月ごろまで続いたということで、根本的な対策をしなければならない、そういう判断をしたのが3月でございます。

その時期に経済対策費のお金がつくということで、井戸の掘削費は企画のほうと調整をさせていただいているということで、それについては繰り越しということで予算計上をしている、そういう状況でございます。

議長（川上要一君） 執行部に申し上げます。答弁の内容は簡潔に願います。よろしく願いします。

14番、小川洋一君。

14番（小川洋一君） 2点ほどお聞きします。

まず1点目は、一般会計の14ページです。環境のまちづくり事業費900万、太陽光発電のことだと思んですけども、これはかなり好評で多分この補正予算を組んだと思んですけども、今、何基くらい申し込みがあり、これからどのくらいの申し込みがあるか。

もう1点は、国民健康保険の人間ドックの健康管理事業費90万円の補正でございますが、人間ドックは素晴らしいことだと思んですけども、町健康診断以外に人間ドックに行っている人がかなりふえていると思んです。これから町健康診断と人間ドックはどのような対処をしていくのか。

この2点、お願いいたします。

議長（川上要一君） 環境総合推進室長。

環境総合推進室長（星 康美君） 環境のまちづくりの太陽光発電の補助のご質問ですが、現在どのくらいの申し込みがということなんですが、現実的に6月いっぱい当初予算がな

なくなりました。その中で問い合わせ等が数多くございます。そういうことで、今回の9月の補正が通れば新たに申請をお願いするという状況でございます。

それで、この予算900万なんですけど、900万の中で太陽光のほうは45戸くらいを見ております。あと、高効率給湯機なんですけど、これも45基くらいの見込みで予算を見ております。これにつきましては、実質6月いっぱい、3カ月で太陽光が15、高効率給湯機が15の申請がございまして、その時点で当初予算が底をついたという状況でありますので、その辺のところを勘案しまして、今回、このような金額で補正をお願いすることとなりました。

以上です。

議長（川上要一君） 住民生活課長。

住民生活課長（阿久津 実君） 人間ドックの件でございますが、人間ドックは現在、要件といたしまして国保税の滞納のない世帯、35歳以上の方で、過去1年間、精密検査等を受けていない方を対象に実施しているところでございます。

以上です。

議長（川上要一君） 小川洋一君。

14番（小川洋一君） 太陽光発電ですけれども、6月に予算がなくなっちゃった。かなりこれは環境のまちづくりにはすばらしいことだとは思いますが、4、5、6月で15基、これからあと9カ月あるのに45基、もう少しこれは申し込みがあるんじゃないかなと思うんですけれども、この太陽光発電の寿命はどのくらいあるんでしょう。そして、例えば補助金をもらってもそれで採算をとれるまでにはどのくらいかかるのか、町のほうではそういうことを把握しているでしょうか。給湯機にしてもそうです。

それと、人間ドックの件でございますが、35歳以上の滞納者ではない方がやっているということですが、町としては人間ドックを進めるのか、それとも町健康診断を進めるのか、どういう方向で行くか。それは個人的にあるとは思いますが、町としては両方並行して進めていくのかどうかお伺いいたします。

議長（川上要一君） 環境総合推進室長。

環境総合推進室長（星 康美君） 太陽光発電の寿命のご質問なんですけど、国のほうでは10年で採算がとれるだろうと。それにつきましては、余剰電力をキロワットの単価が48円で東電のほうで買い取るということでございますので、国のほうの試算としてはその買い取り単価ということで10年と、採算ベースがとれるのは。ただ、本体の寿命としましては20年くらいかなと。実際、太陽光発電もそんなに古いものではないから、今後、その辺の

ところをメーカー自体も実証しているところだと思います。

以上です。

議長（川上要一君） 住民生活課長。

住民生活課長（阿久津 実君） 今、人間ドックか町の一般健診かという質問でございますが、最終的には個人の選択というふうになると思いますので、並行して進めてまいるといふふうに思います。

以上です。

議長（川上要一君） 小川洋一君。

14番（小川洋一君） 10年で何とかなるということですが、この間新聞を見ますとメーカーによってかなり差が出ると。町のほうでは、そのメーカーの例えばいろいろなデータとかそういうものまで調べて進めているのか、また申請があればどのメーカーでもいいのか。新聞によりますと、かなりメーカーによって差が出ているということが明白に書いてありました。データがありました。そういうことまで町のほうでは把握しているのかどうか、その点についてお尋ねします。

議長（川上要一君） 環境総合推進室長。

環境総合推進室長（星 康美君） ご質問にお答えします。

メーカーによってという議員のご質問なんですが、太陽光発電のパネル自体の効率というのがございます。100当たっているところで90の効率だとか80の効率だとか70だという、物自体にもいろいろ種類がございます。また、メーカーにつきましては、日本のJ-PECという規格に合っているか合っていないかと、そこに載っているものについてのみ補助を受けております。そういう状況でございます。

議長（川上要一君） 塚田秀知君。

3番（塚田秀知君） 先ほどの人間ドックの件についてお伺いしたいんですが、聞くところによると75歳以上は補助が出ないというふうなことを聞いていますが、どうなっていますか。

議長（川上要一君） 住民生活課長。

住民生活課長（阿久津 実君） 75歳以上につきましては、平成20年4月1日から、国民健康保険ではなくて後期高齢者医療制度のほうに移られた方でございますので、一応今は補助のほうは出しておりません。

議長（川上要一君） 塚田秀知君。

3番（塚田秀知君） 町によっては75歳以上も出しているところがあるんですね。そうい

ったことは考えられないのか、再度お伺いしたいと思います。

議長（川上要一君） 住民生活課長。

住民生活課長（阿久津 実君） 先ほども答弁いたしましたように、75歳以上となりますと国民健康保険の被保険者ではなくなっちゃうものですから、今後、そのような件につきましては検討はしてみたいというふうに思っております。

議長（川上要一君） 阿久津武之君。

10番（阿久津武之君） ケーブルテレビ事業の関係なんですけど、県道拡張によるものだと思うんですけど、実際、県道拡張の場合、補償金等はないんでしょうか。ちょっとお伺いいたします。

議長（川上要一君） ケーブルテレビ放送センター室長。

ケーブルテレビ放送センター室長（郡司正幸君） 従来ですと、そうした補償工事というのが可能だったんですが、今回の道路占用許可の協議の中で、これは全県的に県の土木関係では補償費は支払わないという形に統一されたようでございます。そういう協定を結んで占用の許可をいただいているという状況でございます。

議長（川上要一君） ほかに質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

採決は1件ごとに行います。

議案第2号 平成22年度那珂川町一般会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号 平成22年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号 平成22年度那珂川町国民健康保険特別会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号 平成22年度那珂川町介護保険特別会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号 平成22年度那珂川町簡易水道事業特別会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号 平成22年度那珂川町水道事業会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。

再開は11時20分といたします。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時20分

議長（川上要一君） 再開いたします。

認定第1号～認定第10号の上程、説明、質疑、委員会付託

議長（川上要一君） 日程第10、認定第1号 平成21年度那珂川町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第11、認定第2号 平成21年度那珂川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第12、認定第3号 平成21年度那珂川町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第13、認定第4号 平成21年度那珂川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第14、認定第5号 平成21年度那珂川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第15、認定第6号 平成21年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第16、認定第7号 平成21年度那珂川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第17、認定第8号 平成21年度那珂川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第18、認定第9号 平成21年度那珂川町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第19、認定第10号 平成21年度那珂川町水道事業決算の認定について。以上10議案は関連がありますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました認定第1号から認定第10号、平成21年度那珂川町一般会計及び各特別会計並びに水道事業の決算につきまして提案理由の説明を申し上げます。

さて、那珂川町が誕生して5年が経過しようとしておりますが、私は、昨年11月に那珂川町長に就任し、住民参加のまちづくり、協働のまちづくりを念頭に、町振興のために鋭意取り組んでいるところであります。

この間、各種事務事業の執行に際しましては、議会を初め町民の皆様のご協力、また各般にわたり国、県、関係機関のご援助、ご指導を賜りましたことに対し、深く感謝を申し上げます。

さて、昨今の社会情勢は、少子・高齢化の急速な進行、情報通信技術の飛躍的な進歩による高度情報化、国民の生活様式や価値観の変化などにより行政需要はますます多様化し、目まぐるしく変動しております。

また、すべての人々が安心とゆとりを持って暮らせるような社会の構築や、個性ある地域社会づくりが求められているところであります。

国においては、昨年の政権交代により国の財政再建のための事業仕分けが行われるなど、従来の行政運営を改め、地方にとってもその成り行きを注視してきたところであります。

一方、長引く景気低迷による経済危機対策として、平成20年度に引き続き地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業や地域活性化・公共投資臨時交付金事業、地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業等の対策が図られ、町としても、これらに対応するため積極的に取り組んだ次第であります。

昨年度は、地方再生対策費にあわせ新たに地域雇用対策費が創設されたため、地方交付税は増加しておりますが、町税の減収や国庫補助金の削減など、財政力の乏しい地方自治体にとっては、国の目的とする地方自治体の財政自立とは裏腹に、厳しさを増す状況を招いております。

このような厳しい財政状況ではありますが、那珂川町総合振興計画に基づき、「豊かな自然と文化にはぐくまれ やさしさと活力に満ちたまちづくり」を基本テーマとして、各種施策を着実に推進してまいりました。

特に、まちづくり3大プロジェクトでは、地域高度情報化推進プロジェクトにおきましては合併後の最重要事業として取り組み、ケーブルテレビを新たに開局するとともに、アプリケーション計画を策定するなどケーブルテレビの有効活用に努めました。小川地区を含め全町に放送網が整備され、各種のサービスを提供することができましたことから、今後とも放送の充実を図ってまいりたいと考えております。

自然・環境との共生推進プロジェクトにおきましては、那珂川町環境基本計画に基づき環境のまちづくり説明会を実施するとともに、啓発の一環としてマイバックを作成し全戸に配布するなど、事業推進に努めました。

行財政改革推進プロジェクトでは、行財政基盤の強化及び地方分権化に対応する効率的・効果的な行財政システムへの転換を図るため、那珂川町行財政改革推進計画に基づき鋭意取り組んでまいりました。

また、子育て環境の整備では、小川地区の統合保育園として、わかあゆ保育園の建設を図り、子育て支援センターを併設するなど、子育て環境の整備に努めました。

さらに、安心・安全なまちづくりを進めるため、小川中学校の屋内体育館改築、校舎の耐震化事業や町道三輪片平線、大山田立野線の整備事業を実施いたしました。定住人口対策と

しての高手の里の整備や、緊急経済対策事業としての商品券発行補助金、協働のまちづくり推進計画の策定など、特徴あるまちづくりに努めました。

平成21年度に実施いたしました各種事務事業につきましては、お配りしてあります主要施策の成果に詳しく記載されておりますので、ごらんいただきたいと思います。

それでは、一般会計から順次決算の概要を申し上げます。

那珂川町一般会計であります。歳入の主なものは、第1は地方交付税で34億8,263万3,000円、第2は町税で20億4,903万9,793円、第3は国・県支出金で18億1,326万621円であります。

次に、歳出の主なものは、第1は民生費で20億3,410万3,635円であり、国の経済対策に伴う繰越事業の統合保育園建設事業費3億6,543万318円を含め、障害者福祉、老人福祉などの各種の社会福祉事業、子育て環境を充実するための保育園費、児童措置費、母子福祉などの児童福祉費が主なものであります。

第2は総務費で14億8,553万2,412円であり、国の経済対策に伴う繰越事業としての定額給付金給付事業費や、定住促進を図るための高手の里の整備事業、ケーブルテレビ事業特別会計繰出金のほか、総務管理費などが主なものであります。

第3は教育費で12億1,152万1,275円であり、小川中学校屋内体育館改築工事や校舎耐震工事などの小川中学校整備事業などを初めとする学校教育や、社会教育・社会体育の振興に要した経費などが主なものでございます。

なお、東部3小学校の統廃合につきましては、地域の皆様や関係者の深いご理解とご協力をいただき、本年度に馬頭東小学校を開校する運びとなり、改めて感謝を申し上げます。

その決算の内容であります。歳入総額95億3,087万3,919円、歳出総額87億8,446万6,882円で、歳入歳出差引額は7億4,640万7,037円、翌年度へ繰り越すべき財源は、繰越明許費繰越額として4,105万1,000円で、実質収支額は7億535万6,037円となりました。

なお、実質収支額のうち、地方自治法の規定による基金繰入額として3億円を財政調整基金へ、1億円を減債基金に繰り入れました。

次に、那珂川町国民健康保険特別会計であります。療養費の給付のほか、健康管理センターを拠点とした各種健康診査などを行い、被保険者の健康保持増進のための保健事業を積極的に推進しました。

その決算の内容であります。歳入総額21億7,613万4,119円、歳出総額20億1,852万

1,303円で、歳入歳出差引額は1億5,761万2,816円となりました。

次に、那珂川町老人保健特別会計であります。後期高齢者医療制度への移行に伴う老人保健法に基づく給付であり、医療給付費5件、医療費支給費1件を給付いたしました。

その決算内容であります。歳入総額823万1,998円、歳出総額790万3,421円で、歳入歳出差引額は32万8,577円となりました。

次に、那珂川町後期高齢者医療特別会計であります。高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、栃木県後期高齢者医療広域連合納付金の納付や健診事業を行いました。

その決算内容であります。歳入総額1億4,726万1,213円、歳出総額1億4,498万2,894円で、歳入歳出差引額は227万8,319円となりました。

次に、那珂川町介護保険特別会計であります。65歳以上の被保険者は5,528人で、認定者は要支援120人、要介護766人、合わせて886人を対象に各種給付、支援を行いました。

その決算の内容であります。歳入総額12億9,673万1,280円、歳出総額12億2,265万8,781円で、歳入歳出差引額は7,407万2,499円となりました。

次に、那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計であります。昨年4月に、ケーブルテレビ高度化事業の完成に伴い竣工式を行いました。また、放送センターの管理運営を図るとともに各種のサービスを提供しました。

その決算の内容であります。歳入総額3億1,329万1,932円、歳出総額2億6,671万6,645円で、歳入歳出差引額は4,657万5,287円となりました。

次に、那珂川町下水道事業特別会計であります。馬頭処理区の第2期工事のうち、新町地内及び田町地内の管渠工事として延長783メートルを実施しました。また、区域内の接続戸数は311戸となりました。小川処理区につきましては、接続戸数846戸で、施設の維持管理に努めました。

その決算の内容であります。歳入総額3億3,244万2,294円、歳出総額3億1,917万8,827円で、歳入歳出差引額は1,326万3,467円となりました。

次に、那珂川町農業集落排水事業特別会計であります。農業用用水の水質保全、環境の改善等を図り、北向田地区と三輪地区の維持管理に努めました。平成21年度の経営状況は、排水戸数は225戸、排水処理人口は767人、年間処理水量は10万6,321立方メートルとなりました。

その決算の内容であります。歳入総額4,691万4,625円、歳出総額4,393万7,908円で、歳入歳出差引額は297万6,717円となりました。

次に、那珂川町簡易水道事業特別会計であります。簡易水道事業として設置されている8施設における水道水の安全供給及び施設の維持管理に万全を期すとともに、国の経済対策により配水管布設替え工事や各種施設の整備事業を実施いたしました。平成21年度の経営状況は、給水戸数2,869戸、給水人口8,789人に対し、71万9,959立方メートルを供給いたしました。

その決算の内容であります。歳入総額2億4,447万820円、歳出総額2億2,770万8,091円で、歳入歳出差引額は1,676万2,729円となりました。

次に、那珂川町水道事業であります。上水道と東部地区簡易水道において、給水戸数3,277戸、給水人口1万233人に対し、給水量94万7,414立方メートルを供給するとともに、国の経済対策により排水管布設替え工事や各種施設の整備事業を実施いたしました。

収益的収支につきましては、収益2億2,473万5,921円に対し、費用2億802万413円で、1,671万5,508円の純利益となりました。

以上、那珂川町の各会計決算の概要を申し上げますが、これらの決算につきましては監査委員から決算審査における意見書をいただいておりますので、あわせてご報告をいたします。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。
議長（川上要一君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております認定第1号から認定第10号までについては、議員全員を委員とする決算審査特別委員会を設置してこれに付託することとし、審査に当たっては、必要に応じて資料の提出を求めることができることとしたいと思っておりますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第10号までについては、議員全員を委員とする決算審査特別委員会を設置してこれに付託することとし、審査に当たっては必要に応じて資料の提出を求めることができることと決定いたしました。

ただいま議員全員を委員とする決算審査特別委員会が設置されましたが、正副委員長がともに決定しておりませんので、委員会条例第10条第1項の規定により、議長名をもって、本日、本会議終了後、直ちに決算審査特別委員会を議場に招集いたします。

ここで本会議の休会についてお諮りいたします。

9日から12日まで4日間は、決算審査特別委員会及び休日のため、本会議を休会としたいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、9日から12日まで4日間は本会議を休会とすることに決定いたしました。

9日から12日までの4日間は本会議を休会といたします。

次の本会議の開議は9月13日の午後2時といたします。

散会の宣告

議長（川上要一君） 以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご起立願います。

ご苦労さまでございました。

散会 午前11時42分